

# スマート農業技術の活用を検討されている 農業者のみなさまへ



都道府県等（※）を越えて事業を行うことを検討されている方へのごあんないです。

※北海道の場合は、北海道内の総合振興局、振興局の管轄域

## “スマ転事業”による **機械導入** のごあんない

（正式名称：スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 スマート技術体系転換加速化支援（広域型））

### ここがポイント！

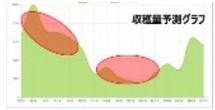
- ☑ **必要な要件※を満たせば、農業機械の購入費用の1/2の支援が受けられます！**  
※ **裏面を参照**
- ☑ **スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象となります！**
- ☑ **補助額は、1件当たり最大2.5億円！大型機械や複数台の導入も可能です！**



## 必要な要件（主なもの）

- ① スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものであること。
- ② 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標（単収や品質の向上など）の両方の実現を目指すこと。
- ③ 品目ごとに設定された面積要件を満たす範囲で事業に取り組むこと。

### 取組例（赤字がスマート農業技術）

	水 稲	畑作物	野菜	果 樹
技術課題 (例)	直播栽培の導入	大規模化に対応した 機械化体系の導入	機械化一貫体系の 導入	自動化農機の導入
導入機械 (例)	 自動操舵での播種	 大型ロボトラ	 キャベツ収穫機	 自動追従運搬車
新たな 生産方式 (例)	 直播栽培の 導入面積拡大 (作期分散)	 栽培管理システムから得られるデータの共有・分析に基づく生産管理	 出荷予測システムから得られるデータの共有・分析に基づく一斉収穫	 省力樹形の導入

## 事業スキーム



### 広域スマート計画

◎作成者：農業者、民間事業者等

地方農政局長等に提出

- ▶ 農業者は、都道府県等をもたぐ事業計画（広域スマート計画）を作成し、地方農政局長等に提出します。（北海道において、総合振興局、振興局の管轄域をもたぐ取組の場合は、北海道農政事務所へ提出します。）
- ▶ 地方農政局の管轄をまたいで事業を実施する場合は、事務所が所在する又は主たる活動を行う農地の所在する都道府県を管轄する地方農政局等に計画を提出します。
- ▶ 広域スマート計画には、品目ごとに面積要件が設定されています。

### 農林水産省 農産局 技術普及課

スマートユニット ☎ 03-6744-2107

事業の申請については、事務所が所在する又は主たる活動を行う農地の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問合せください。

詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。▶▶▶

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html>

